

LEGAL ONE

(弁護士マッチングアプリ)

令和7年9月24日

弁護士 加藤 丈 晴

〒160-0004

東京都新宿区四谷二丁目13番2号

津乃國屋ビル3階

法律事務所 A.I.Links

電話 03-5362-3525

FAX 03-5362-3526



I リーガルワンの特徴

リーガルワンはご依頼者様と弁護士の出会いの場を提供するマッチングサービスです。

- (1) 相談者が人生の問題に直面しその解決を志向した際、どのような弁護士を代理人として依頼するかは、極めて重要な選択です。もともと、そもそも一般の方には弁護士の知り合いが少なく、どの弁護士に相談すればよいかの選択肢すらない場合は多々あります。

リーガルワンは弁護士との接点を増やし、弁護士の選択肢自体を生み出すことができます。また、そのみならず、登録にあたってその弁護士の得意とする分野を絞ることを要請し、且つ、独自の審査基準に基づいた登録手続を経ることで、各登録弁護士の専門性を担保し、専門性のある弁護士の中から選択することができます点に特徴があります。

- (2) また、より本質的には、日常生ずる悩みを弁護士に気軽に伝え整理し解決していくための「より身近で利便性の高い」サービスの提供を目指しています。

深刻でまさに事件となり手続を要する問題に止まらず、ふとした疑問が生じたときやご自身の考えをまとめるための前提となる法的な知識を要する場合など、何でも気兼ねなくお聞きいただくことができます。そのような紛争に至る前の問題について法的知識を前提として、また法律・交渉の専門家である弁護士に相談すること

で、紛争に至らない、よりよい解決を行うことが可能となります。そうしたやりとりの中で市民の人生に寄り添う特別な存在になる弁護士を見つけこともまた実現できることが期待されます。

II リーガルワンの理念

今、我が国の国家制度の一つを構成する「司法」の危機が招来しています。私はこの事態が看過し得ぬところにまで達したと判断し、憂国の念により、今般、我々の手によって為し得るところの、改革の理念を具現化する実践的事業に着手することを決意しました。

2001年12月、内閣は司法制度改革推進部を設置し、以降2000年代初頭までに各司法改革関連法が漸次成立、施行されました。

この司法制度改革の実質的な趣旨は、「より身近で利便性の高い司法の実現」にありました。「大きな司法」への移行が企図されたのです。

改革実行から20余年、弁護士の数 は2000年に17,126人であったところ、これが2024年10月時点では45,649人と飛躍的に増大しました。競合する同業が増える中、新規参入の若手の弁護士は各々の才覚をもって自らの働き場所を探し苦悶し、時代の変革期において些少ではあるが成果を上げつつあるとは一応の評価はできるのではないかと思います。

しかし一方で、この急激な増員による歪みは当然ながら認められるところであることは否めません。中堅以上の弁護士も自らが疲弊する中で若手のサポートなど全く覚束ない状態で、到底、国民のための司法の実現のための力を残していません。彼らは自身の身を守ることにのみ躍起しております。

弁護士業界の現況は極めて混沌としたものとなっていることは否定し得ないのです。新司法試験のレベルの低下が指摘されると共に、実務に就いた後のOJTの不足も問題視されています。しかも、若き彼らは法科大学院の授業料に関する奨学金や司法修習中の給与が低額であることから負わざるを得なかった負債を抱え不安の中、実務の過酷な競争に晒されています。自らの食い扶持を確保するのすら困難な状況下にあって、弁護士本来の国家的・社会的使命に関する理解と忠心が全く不十分な様は我が国の国家制度の有り様の根幹に関わる重大且つ深刻な問題と言わねばなりません。

戦後日本社会は偏った個人主義、自由主義、そして物質至上主義に走り、生きることの本質的な価値、人として如何にあるべきかと道徳的価値を見失っています。弁護士にならんとする者も、高い志を掲げ崇高なる存在に自らを高めていく意気を有する者は残念ながらほとんど見当たらないのが実情です。

弁護士という存在は、国の三権の一つである司法の一翼を担う者として天下国家を語る思想を持ち合わせていなければならぬものと思います。

以上のようなこの国の憂慮すべき状況に対し、司法の再生のための働きの一つとして、彼ら若手弁護士が業務に集中し国民・市民の幸せのために全身全霊で働く環境を整えるべく、彼らにとっての集客のシステムのための施策として、リーガルワンによる相談システムの構築をアプリ開発会社である株式会社 ebook cloud に依頼したものです。

以 上